

阿見町史編さん委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本町の発展過程を明らかにし、町民の郷土愛を醸成することで、もって町の発展に資することを目的に実施する阿見町史(以下「町史」という。)編さん事業の円滑な推進のために設置する阿見町史編さん委員会(以下「委員会」という。)の組織運営に関し、必要な事項を定める。

(所掌事項)

第2条 委員会は、阿見町教育委員会(以下「教育委員会」という。)の求めに応じ、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) 町史の編さん方針に関すること。
- (2) 町史の監修に関すること。
- (3) 町史に関する資料収集、調査研究、執筆及び編集に関すること。
- (4) その他町史の編さんに関して教育委員会が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱又は任命する。

- (1) 副町長
- (2) 教育長
- (3) 学識経験を有する者
- (4) 町職員を代表する者
- (5) その他町長が必要と認める者

3 委員会に、委員長と副委員長を置く。

4 委員長は、副町長をもって充て、副委員長は、教育長及び委員長が指名した者を充てる。

5 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

6 副委員長のうち教育長は、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集し、その会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数となるときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。

(専門部会)

第5条 町史に関する資料収集、調査研究、執筆及び編集を、時代別及び分野別に行うため、

委員会に専門部会(以下「部会」という。)を置く。

- 2 部会は、部会長及び専門員をもって構成する。
- 3 部会長は、委員長の指名する者をもって充て、専門員は、教育委員会が委嘱する。
- 4 専門員は、部会長の指示に従い、町史に関する資料収集、調査研究及び執筆を補助する。

(任期)

第6条 委員及び専門員の任期は、第2条の所掌事項に係る事務が終了するまでとする。ただし、第3条第2項第1号及び第2号に該当する者の任期は、その職にある期間とする。

- 2 前項の規定に関わらず、委員及び専門員に欠員が生じた場合における補欠の委員及び専門員の任期は、前任者の残任期間とする。

(事務局)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会生涯学習課が処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。